

感 薬 第 1018 号  
令和 8 年 2 月 18 日

新潟県医師会長 様  
郡市医師会長 様

新潟県福祉保健部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令の公布について（周知依頼）

本県の結核対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 2 月 3 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 10 号）が別添のとおり公布され、結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限について下記のとおり改正されました。

郡市医師会におかれましては、貴会会員へ周知くださるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 改正の概要

規則第 27 条の 5 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項について、「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに」通報又は報告するものとされているところ、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに」通報又は報告するものとする。

#### 2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

#### 3 その他

報告方法や報告様式の詳細について御不明点等がある場合は、所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。

#### 【担当】

感染症対策・薬務課 安藤

電話：025-256-8748

感 発 0 2 0 3 第 1 号  
令 和 8 年 2 月 3 日

各 

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局  
感 染 症 対 策 部 長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令の公布について（公布通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第10号）が別添のとおり公布されたところです。改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに都道府県知事に通報又は報告することとされているが、

- ・ 「令和5年地方分権改革に関する提案募集」において、結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直しが提案されたところ、
- ・ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得ることとされ、
- ・ 令和6年12月26日第12回厚生科学審議会結核部会にて、罹患率の推移状況と自治体へのアンケート結果を踏まえ、提案どおり「当該年度分を取りまとめ、翌年度の

4月10日まで」とする結論を得た  
ことから、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

- 規則第27条の5第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項について、「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに」通報又は報告するものとされているところ、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに」通報又は報告するものとする。
- その他所要の経過措置を設ける。

## 3 施行期日

令和8年4月1日

○厚生労働省令第十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の七第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（健康診断の通報又は報告）</p> <p><b>第二十七条の五</b> 定期の健康診断の実施者（次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（健康診断の通報又は報告）</p> <p><b>第二十七条の五</b> 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

附則

1 （施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 （経過措置）

この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十七條の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日以降に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七條第一項及び第二項の規定によって行つた結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断、同法第五十三條の二の規定によって行つた定期の健康診断並びに同法第五十三條の四及び第五十三條の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について適用する。

結核健康診断予防接種報告(例)

新潟県知事

様

年度分

報告年月日 年 月 日

事業所等の名称及び所在地				実施者種別	1 事業者 2 学校長				
実施者名					3 施設の長 4 市町村長				
対象者の区分	乳 児			高校生	大学生以上	その他			
	合計	6か月未満	1歳未満						
B C G 対象者数				/					
B C G 接種者数									
X線対象者数	/								
間接撮影者数									
直接撮影者数									
かくたん検査者数									
被 発 見 者 数				結 核 患 者					
				結核発病のおそれがあると診断されたもの					

【未受診理由】 ※未受診者がいる場合には、未受診の理由を記載ください。

記入上の注意

「実施者種別」の欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。都道府県知事又は市町村長が所属の職員について実施したときは、事業者として報告すること。

結核健康診断予防接種報告（例）

新潟県知事

様

令和〇年度分  
報告年月日 令和〇年4月1日

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに

実施翌年度4月10日ま

事業所等の名称及び所在地	特別養護老人ホーム 新発田の苑			実施者種別	1 事業者 2 学校長 3 施設の長 4 市町村長	
実施者名	新潟 一郎					
対象者の区分	乳 児			高校生	大学生以上	その他
	合計	6か月未満	1歳未満			
B C G 対象者数						
B C G 接種者数						
X線対象者数						80
間 接 撮 影 者 数	大まかな区別として、 ○間接撮影 健診車で撮影した場合 ○直接撮影 上記以外の場合(人間ドック、医療機関受診など) ※最近では健診車で直接撮影を行う場合もあります。					60
直 接 撮 影 者 数						
かくたん検査者数						
被 発 見 者 数	結 核 患 者					
	結核発病のおそれがあると診断されたもの					

「新発田の苑」の職員に対する健康診断の実施者は「事業者」です。  
また、施設入所者に対する健康診断の実施者は「施設の長」です。  
よって、同年度に入所者と職員の健康診断を行った場合は、それぞれの報告(2枚)が必要になります。

※学校教職員に対する健康診断の実施者は事業者です。また、児童・生徒に対する健康診断の実施者は学校長です。

※医療関係者に対する健康診断の実施者は事業者

【未受診理由】 ※未受診者がいる場合には、未受診の理由を記載ください。

記入上の注意

「実施者種別」の欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。都道府県知事又は市町村長が所属の職員について実施したときは、事業者として報告すること。

【実施者の種別について】

事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設において業務に従事する者に対して、 <u>毎年度に1回</u> 。
学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒に対して、 <u>入学した年度に1回</u> 。
施設の長	① 刑事施設に収容されている者に対して、 <u>20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回</u> 。 ②社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者に対して、 <u>65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回</u> 。
市町村長	③感染症法第53条の2第1項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び④に掲げる者を除く。）に対して、 <u>65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回</u> 。 ④市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者に対して、 <u>市町村が定める定期において、市町村が定める回数</u> 。

【対象者の区分に係る用語について】

BCG	結核を予防するワクチンの通称 定期の予防接種では、生後1歳に至るまでの間に1回接種します。
X線対象者	間接撮影と直接撮影の対象者の和を計上します。
間接撮影	人体を透過したX線をスクリーンに写し、その像をミラーカメラという別カメラでフィルムに写し込むもの。 （画像の大きさはミラーカメラのフィルムの大きさに縮小されません。）
直接撮影	X線が人体を透過したものをフィルムにそのまま写し込むもの。 （画像の大きさはほぼ実物大になります。）
喀痰（かくたん）検査	痰（たん）を調べる検査 痰から結核菌の塗抹又は培養検査を行い、結核菌とその類縁の菌の有無を確かめます。 ※主に、結核発病を疑う場合に行います。
被発見者	結核患者又は結核発病のおそれがあると診断された者